## 第2回 独禁政策·生活基盤TF議事概要

日 時: 平成21年6月18日(木)10:02~11:10

場 所: 永田町合同庁舎2階 B(206)会議室

議 題: 指定信用情報機関における過払い金返還請求の履歴の取扱い について

出席者: 規制改革会議

中条主査

参考人 堂下 浩 氏(東京情報大学 総合情報学部 准教授)

金融庁 監督局 総務課 金融会社室

室長 角田 隆氏

## 議事:

中条主査 それでは、時間もまいりましたので、始めます。

今日は、お忙しいところを来ていただいてありがとうございます。独禁政策・生活基盤のタスクフォースのヒアリングを金融庁さんからさせていただきます。よろしくお願いいたします。 指定信用情報機関における過払金返還請求の履歴の取扱いについて、これまでも一度ヒアリングをさせていただいておりますけれども、その後の状況を御説明いただくということでございますので、早速お願いできますか。

角田室長 それでは、お手元の資料で順番に説明したいと思います。基本的なところからで 恐縮ですけれども、貸金業法の抜本改正の3つの柱について、借入金利の負担については上限 金利の引下げによりまして金利負担を軽減しましょうというのが1つ目の柱です。2つ目が借 入れ残高の抑制ということで、いわゆる総量規制を導入しまして借り過ぎを抑止しましょうと いうことです。3つ目の柱といたしまして、参入規制の強化等を行う。そして、貸金業者の業 務の適正化を図る。こういう大きな柱があったわけでございます。これらによりまして、多重 債務問題の解決に向けた抜本的かつ総合的な対策を講じようというものでございます。

2ページ目をごらんいただきますと、これらの柱のうちの過剰貸付規制の強化について御説明をしております。多重債務問題の解消には、いわば価格である「金利」の制限とともに量の方、「借入れ総額」の制限が必要であるという考え方でございます。すべての借入れにつきまして、借入れの際の返済能力の調査義務、それから返済能力を超える貸付けを禁止するというものでございます。

これは、現在は努力義務でございますけれども、新しい制度では違反をいたしますと行政処分の対象になってくるというものでございます。特に個人向けの貸付けにつきましては指定信用情報機関制度、総量規制を導入いたしまして、この仕組みを厳格化しているというものでございます。ここで、この指定信用情報機関制度というものが登場してくるということでございます。以上、導入部分でございます。

3ページ目でございます。こちらは以前にも御説明申し上げたかと思いますけれども、貸金

業法上、指定信用情報機関がどのように位置付けられているかということでございますが、指定の要件というものがございます。こういう要件を満たしているところを指定しようということでございます。これは、指定という行政行為自体の要件でございます。左側の方になりますけれども、指定された後の信用情報機関に対する監督としては、役員の兼職制限の認可ですとか、兼業制限の承認ですとか、業務規程の認可ですとか、いろいろな監督上の権限が規定されているということでございまして、指定信用情報機関の業務が適正に遂行されるようにということでこのような形がとられているということでございます。

4ページをごらんいただきたいと思います。ただいまの指定信用情報機関に対する監督につきまして、ガイドラインというものを定めることにいたしておりまして、そのガイドラインにつきましてパブリック・コメントを1か月ほど求めていたものでございます。

先にどういうものを出していたかということでございますけれども、8ページの方をごらんいただきたいと思います。今日のテーマになっております過払い金返還請求の履歴の取扱いということでございますが、正確に申し上げますと、今、信用情報機関が加入貸金業者から登録をしてもらっている情報の中に、顧客から過払い金の返還請求を受けて、それに貸金業者が応じたという場合に、その事実を登録するということが一部の信用情報機関におきまして行われております。その取扱いについてというのが今日のテーマだと思うんですが、これはガイドライン上は業務規程の認可というところに関係してまいりまして、8ページにございますように業務規程の中の「収集・提供情報等の取扱い」というところに関係してまいります。ここにつきましては、「指定信用情報機関が収集・提供する情報及び加入貸金業者からの依頼に基づき指定信用情報機関の間で提供する情報の取扱いは以下のとおりとする」と定めまして、まず収集・提供する情報につきまして5つ並べてございます。

は、個人信用情報です。

は、個人信用情報を除きますところの資金事業者等の借入金の返済能力に関する情報として会員から収集する情報。

は指定機関自身が収集する情報ですけれども、破産手続開始決定ですとか、失踪宣告ですとか、既に公にされている客観的な情報です。

は、資金需要者等の本人からの要請によって登録する情報でございます。本人確認書類等の紛失・盗難があったというような話とか、会員の与信判断、資金需要者等の保護に資する情報を本人の要請によりまして登録するというものでございます。

が貸付自粛依頼ということでございますけれども、日本貸金業協会から提供されます本人 あるいは一定の親族からの貸付自粛依頼につきまして、それを登録するということでございま す。

注のところが大事でございまして、信用情報は法律の定義上、「資金需要者である顧客又は債務者の借入金の返済能力に関する情報」のことでございますが、 と につきましては信用情報として取り扱うことについて資金需要者等に対しても客観的かつ合理的に説明可能なものでなければならないということを明記させていただいているところでございます。

こちらは、本件につきまして、資金需要者等からどうしてそういう情報が登録されなければならないのかという強い疑問が呈されておりまして、その点についてきちんと説明のできるものでなければ信用情報として取り扱うのは適切でないであろうということで注を入れさせていただいているところでございます。

こうしたものをパブリック・コメントにかけておりましたところ、4ページのところに戻っていただきたいのですが、幾つかの御意見をいただいております。さっと目を通していただきますと、端的に言いますと今やっております契約見直しという登録はやめるべきでないかという御意見がかなりあったところでございます。

それから、同じような趣旨でございますけれども、6ページと7ページの監督指針の方につきましてはただいまの信用情報の取扱いを全く記載しておりません。それは、監督指針に書くことではないだろうという理解をしておりましたので書いていなかったのですけれども、こちらでもきちんとそういうことを明らかすべきではないかという趣旨のコメントをいただいております。

こうした御意見に対しまして、私どもとしては、4ページのところにございますけれども、確かにこれこれは当たりませんよということは明確に書いていないのは事実ですが、「事務ガイドラインにおきまして、「信用情報として取り扱うことについて、資金需要者等に対しても客観的かつ合理的に説明可能なものでなければならない」と規定している。過払金返還に係る情報を信用情報として取り扱うことについて、資金需要者等に対しても客観的かつ合理的に説明可能なのかどうか。まずは指定申請を予定する信用情報機関において十分検討していただく必要があると考えます。」という考え方をお示しをしているということでございます。

中条主査 右側が、パブコメの意見に対する金融庁の考え方ですね。それで、この2つ目の パラグラフの「指定申請を予定する信用情報機関において、十分検討して頂く必要があると考 えます」というのは、信用情報機関でこの点は説明可能かどうかを考えてくださいという意味 ですか。

角田室長 まずはですね。それで、これはさすがに難しいとなれば当然業務規程の中には入ってこないことになるだろうと思っております。そもそもこの信用情報機関の制度が任意に行われていたシステムなので、現時点では私どもの方に監督上の情報がございません。まして、貸し手がどういうふうに反応し、あるいは行動するかということについての情報も必ずしも我々の方にはないんですけれども、一方で借り手の側からはいろいろと疑問が呈されていて、これはいかがなものかということも言われているので、その点について本当にこれが信用情報として説明できるのか、あるいは信用情報として取り扱うということについて合理的、客観的に資金需要者側に説明できるのかどうか。そこがポイントになると思いまして、その旨をガイドラインには書かせていただいたということでございます。

もちろん、かねて御説明しているように、私どもとしてはまず信用情報に該当するかどうか ということ自体、それから実際にそれが返済能力の調査のために使われているのか、といった 点について、疑問に思っているということは前に申し上げたとおりであります。 そうではありますが、まずは一番情報をお持ちの申請を予定されている機関において、十分 この問題状況を認識していただいて御検討いただいて、正しい御判断をお示しいただきたい。

それに対して、なお我々として申し上げることがあるような申請があったときには、またその段階で申し上げなければいけないと思っています。

最後のページは、前にもあるいはお渡ししたかもしれませんけれども、今の登録と、仮にその契約見直しが登録されないということになった場合はどういう格好になるかというものを 4 つのパターンに分けて整理したものでございます。

中条主査 9ページは、旧全情連の報告基準を単に資料としてお付けいただいたということですね。

角田室長 はい。4つくらいのパターンが考えられるんですけれども、それぞれについて、今はこの真ん中のところのような取扱いがされていまして、例えば1番ですと当初の約定どおりに返済し、完済した契約について、完済後に過払い金の返還請求が行われて、それに加入貸金業者さんが応じた。そういうケースは、今は「完済」というふうになっています。これは当然、契約見直しと書いてありませんから、契約見直しを登録しない場合も「完済」と、ここは何ら変更がないです。

2つ目のところは、過払い金返還請求はありましたけれども、債権者がこれに応じた結果、 債務不存在となったもので、まだ残高が残っているうちに過払い金の返還請求が行われたケースで、結果的に債務がなくなったような場合、今ですと「契約見直し」と「完済」と両方表記 されておりますけれども、契約見直しを登録しなくなりますと、これは「完済」という表記だ けになってまいります。

3つ目が、債務者が過払い金返還請求を行って、債権者がこれに応じた結果、債務残高が残ったということです。その場合は、今は「契約見直し」というところだけが表記されます。それで、契約見直しが表記されないと、これは何も表記がされない。ただ単に残高がこの数字になりますということになります。

それで、4番目が の引き直し計算後の債務残高について債務の整理、更には元本を減免するようなことを行った場合、今は「契約見直し」という表記と「債務整理」という表記と両方が行われますが、契約見直しを登録されない場合も「債務整理」という表記は残りますということでございまして、そういう形に変更になりますということを整理したものでございます。

ここで申し上げたいのは、 のように利息制限法の金利であったとしても、やはり負担が重 過ぎて返済ができなかったような借り手に対しては「債務整理」という形で記録が残るという ことなので、「契約見直し」がなくなると多重債務者に改めてまた融資してしまうのではないか という御懸念もあるようでございますけれども、こういった表記は残っているんですよという ことを申し上げたいということでございます。

一方で にございますように、もともと完済後に過払い金の返還があったとしても、それ自体は今でも完済ということで何ら表記がされているわけではないということもお示ししているものでございます。

中条主査 と の違いは、どのように金融庁さんとしてはお考えになっているんですか。 角田室長 私は本質的なところの違いがあるとは、実はよくそこが理解できていないんです けれども、恐らく は完済してしまったということによって、登録機関側からすると一たん関 係が切れた後に何か登録するということはそもそも想定していないんだろうと思うんです。

私の方からすると、 と というのは順番の問題でしかないのではないか。したがって、が問題ないならば、 がどうして契約を見直しておいて特別に表記されなければいけないのか。両方完済でいいじゃないかという御意見の方がすっきりしているように思っております。ここは、そうじゃない、例えばこういう違いがあるというのであれば、JICの方からこれからまさに客観的、合理的に債務者にもわかるような説明がされるんだろうと思います。

また、 につきましても、残高が残ったとして、それが淡々と返済されていくのであれば と何が違うんだろうということがありまして、 から につきまして、なぜここが問題になる のかという気がしております。

中条主査 それは従来からの御意見ですね。

角田室長はい、従来から申し上げていることです。

につきましても一番重要なのは、要は債務整理を行う。返済能力自体に恐らく限界があって債務整理を行ったということがきっちりと表記されているのであれば、それで返済能力の調査としては機能するのかなということを従来から申し上げております。 この点につきまして、パブリック・コメントではより厳しい御意見がいっぱい出ております。

中条主査 わかりました。そうしますと、まず過払い金請求の履歴に関しては貸金業界の方にまずボールを投げ返したという感じですか。

角田室長 実態的にはそういうことになるかもしれません。指定申請をし、業務規程を定めるJICにおいて、この問題はどうしても加入貸金業者がお客様なものですから、そちらがある意味で影響力はあるのかもしれないんですけれども、世の中に指定信用情報機関制度を導入するに当たっては、借り手サイドの理解を十分得ながら導入していかなければならないという状況にありますので、そういう意味で資金需要者に対してもちゃんと説明可能かどうかということをお考えいただかなければいけないと。

どうしても現時点ではこれまでの動き、流れもありますし、貸金業者さんたちの便宜のために自然発生的にできてきた制度だと思いますので、その傾向を引きずっておられるんだろうと思いますけれども、今、改めて社会的インフラとして指定信用情報機関制度がありますので、その指定を受けるに当たっていま一度よく吟味をしていただきたいというボールを投げているという意味ではおっしゃるとおりです。

中条主査 そうしますと、これまでJICの方はその点についてこれが必要であるということは表明してこなかったということですか。

角田室長 検討されている最中だというふうに認識しております。私の方はこの制度が始まる前に現行の監督規定がない段階で一回御議論いただけませんかということを投げ掛けていた わけですけれども、それについては結局お答えをいただくこともなく、今も現実には何の変更 もなく、従来どおり契約見直しという登録をし、情報提供をすることが継続しているわけです。

それで、いよいよ制度も変わりますので、今日から直ちに指定するという話ではないんですけれども、指定の段階になったときには従来も申し上げておりましたが、今度はまさに監督上の問題としてこのように考えておりますので、その申請あるいは業務規程の認可の申請に当たってよくお考えくださいと。

中条主査 そうしますと、工程的には今、検討してくださいと言っているわけですね。そうすると、JICが検討して回答をしてきて、それが合理的と判断されたらそのままそれは付けてもいいよとおっしゃる。要するに、71番フラグは残してもいいよとおっしゃることになり...

角田室長 その点についての私の説明は従来から申し上げているとおりなので、今それが変わるということを具体的には想定していないのですが。

中条主査 だから、理論的なことで申し上げればケースが2つあるということですね。

角田室長 球を投げている段階ということです。

中条主査 返ってきた球によってどう判断するかを今、考えている。どう判断するかは返ってきた球を見て考えると、工程としてはそういうことですね。

角田室長 業務規程はこれだけではなくていろいろなものがあると思うので、それらのすべてについて具体的に業務規程を見ないとわからないことがいっぱいありますので、それを拝見させていただかなければいけないなと。

中条主査 もう一つは、今までこの件については業界というか、JICというか、そこから は特に説明がなかったんだということをおっしゃいましたけれども、それはそうなんですか。

確認ですけれども、つまり当然のことながら金融庁さんが大体こちらの方針でいこうという ことは行間でわかっているわけですから、それに対してこれが必要なんだということをきちん と表明するということがなかったということでしょうか。

角田室長 それは、いろいろな機会に、こういうものがあった方がいいとか、なくてもやっていけるとか、それぞれの方がそれぞれ自分の思いをおっしゃる機会はあったのかもしれません。それで、私は一生懸命聞き耳を立てれば聞こえるような状況だったのかもしれませんけれども、JICからこれをこうするとか、ああするとかということについてのお話は聞いていないです。

中条主査 これはこういう理由であるから必要であるとか、必要でないとか、そういうこと についての公式な見解は金融庁さんには示されていないということですか。

角田室長 これは全く権限のない話ですけれども、この制度よりも前の段階で見直された方がいいんじゃないですかと申し上げたときには、なかなか会員サイドの理解を得るのが容易ではないということで、理由というよりは事情というか、そういうことをお聞かせいただいたことはあります。

そのときに、これからはその事情も会員サイドだけの事情ではないんじゃないでしょうか、 借り手サイドも事情に入ってくるんじゃないでしょうか。権限外の段階でそういうやり取りは 2度、3度あったと思います。

いよいよ施行段階的にステップが上がってきておりまして、今回のガイドラインというのは 正式に我々としては球として投げた話ですので、まさに申請を予定されるのであれば正式にこ れからお考えをまとめていただくことになるだろうということです。

中条主査 もう一つは手続き論の話ですけれども、要するにこの先ボールが返ってきて、それから金融庁さんがお考えをお決めになるときに、そのまま返ってきたボールを見て判断されるということになると、この情報が要らないよという挙証責任は業界の方にあると。

角田室長 その挙証責任はそちら側にあると思っていますし、それが最終的に借り手側にも 納得がいくものであるかどうかということになってくるんだと思います。

中条主査 普通に考えますと、今、付けているものに対してこれをやめなさいという新たな 規制をかけることになるわけですから、そうすると挙証責任はやめなさいという方にあると考 えるのが普通だと思うんですが、その辺はいかがですか。

角田室長 恐らくこの件についてはJICなり、その会員側にむしろ情報があって、行政側には情報が余りないわけですね。そういう場合にどちらが、より分析する能力があるかというか、そういう点ではJICの方にあるんだろうと思いますので、そのように求めているところです

中条主査 では、まずは挙証責任というよりも説明をしてくださいということですね。 角田室長 データをお持ちなんですよねと。

中条主査 そうしますと、その次にもう一つお尋ねしたいのは、年末答申のところで調査をいるいろお願いしまして、それをお聞き入れいただいているわけです。その中にはいろいろな調査項目があるかと思いますが、やはり過払い金請求についての履歴が必要かどうかというようなことも当然その中に入ると我々は思っているわけですが、金融庁さんとしてはそれは情報がないんだからJICに調べてくださいと、そういうお考えなんですか。それとも、それとは別に金融庁さんとしてはきちんと調査をおやりになるということなんでしょうか。

角田室長 そこは、全体として制度の在り方論ということだったと思うので、私は制度論の 問題としての調査なのかなと思っておりました。相当程度個別の監督権限の行使、仮に指定制 度がおかしいとか、業務規程の認可という制度がおかしいという議論をされているんだとする と、それは私のお答えできる範疇を超えております。

私は、決められた制度に従って具体的に執行するという立場に立っているものですから、それを粛々とやるというのが仕事だと思っておりますので、今の調査の点についてお答えできる立場にはございません。

中条主査 一応、具体的施策に書かれていることは、貸金業制度等の在り方に関連し、平成 18年の貸金業法等の改正後の規定の実施状況、貸金業者の実態、市場の実態等について実証的 な観点から調査・分析すべきであるということになっています。

もちろんこれを基にして制度についての在り方みたいな議論というか、調査というものも入るのかもしれませんが、どちらかと言えば我々が妥協してこういう形になったわけです。もう

ちょっといろいろな改革をしてほしいと思ったんだけれども、そこは入れられなくて、少なくとも市場の実態について調査してくださいということはお願いして、それは了承くださったわけですね。

市場の実態、貸金業者の実態という中には、当然この 71 番フラグの話というのは入ってくるんじゃないかと私は思うのですが、そこはどうなんでしょうか。

角田室長 そのようには受け止めておりませんでしたけれども、JICが資金需要者等にとっても十分説明が可能かどうかということ、要するに自らデータをお持ちなわけですから、それをはっきりさせていくという過程は、結果的には.....。

中条主査 それはもちろんおっしゃることはわかりますし、それをJICの方もきちんと説明してくださいねということは大事なことだと思いますから、それに対して私は異をとなえているわけではなくて、それはそれとして金融庁さんとしても市場の実態等について調査・分析しておられるんだと思いますけれども、そこはどうなんでしょうかということです。

角田室長 私どもは毎月いろいろな統計というか、我々がわかっている限りのことについて は貸金業関係統計資料集というものをつくってホームページでアップさせていただいたんです けれども、我々がわかるというか、業務報告書などをいただいて、しかもそれをいろいろとデ ータを基に分析もしてお示しできるというのは、こういうところだと思います。

更に何かこういう調査ができないか、ああいう調査ができないかというのはまさにどういう 項目、どういうデータが入手可能かとか、そういうことはこれからの検討ということになって くるかと思います。

中条主査 だから、ここに書いてある趣旨は、今あるものでわかるような話ということでは 決してないので、それだったらわざわざこう書かないわけですから。

角田室長 それについては、まさにその調査の前段となっていろいろと御指摘の部分も記述されていますね。それに対してどういうデータがどのようにすると入手できるのかということも含めて、これは勉強しなければいけない段階だと私は承知いたしております。

すみません。直接の担当部局とはちょっと違うものですから。

事務局 答申に書いてあることのフォローアップについてヒアリングの申入れはしたのですが、現段階でお話をするようなことはまだないということで......。

中条主査 角田さんの担当ではないということなんですね。今日お話することはできないと。 角田室長 申し訳ございません。まず企画部局において考えてもらって、その依頼を受けて 我々の方で作業をかけるという形になると思います。

中条主査 それは、やっていただく。もちろんこれは年末答申でそういうふうに書かれていることでもありますので、きちんとやっていただくということで理解してよろしいですね。

角田室長 まさに決まったことはやるということではないでしょうか。先ほど申し上げたように、そこは直接お答えできる立場ではありませんけれども、常識的に決まったことはやりましょうというのは普通のことなのではないかと思います。

堂下参考人 いろいろと貸金業法の改正を推し進めた前提条件を、金融庁の懇談会の議事録

からさかのぼって、今、読んで線を引いているんですが、多重債務者対策本部の第2回会議の中で、角田室長の2代前の当時の金融会社室長が今回の71番のフラグのことに関して言及しています。当時、全情連は利息返還請求を行った債務者は債務整理という形で登録されていたと思うんですが、そこで過払い金返還請求は債務整理ではないというような会議の場での発言を受けて、とは言っても、利息制限法への引き直しの場合には何らかのマーキングが必要、という話をして、多分そうした流れを受けて71番というフラグができたんじゃないかと思いますが、ここはどういうふうに解釈すればよろしいんでしょうか。

角田室長 そこは法律の解釈とはまた違うんだろうと思いますけれども、その辺は私も記憶が定かではないですが、読んだ覚えはあります。

そのときは、たしか債務整理という言葉遣いがされるときというのは、通常はただ単に利息制限法に引き直して債権額を確認するということにとどまらず、更に当該額よりも減額をして、あるいは減免して、あるいは金利も変えて、債務者の返済能力の範囲内で、ではこれからこうやって返していただきましょうということで、そういう対応をするときにどうも債務整理という言葉は使われるんだろうと思います。そのことと、ただ単に利限法超過額部分について元本に充当して計算すると債権額はこの金額になりますねという債権額を確認するという行為とは違うんだろうということがまず1点あると思うんです。

では、それにもかかわらず、契約見直しという形でなぜ残すのかというと、利限法超過金利で貸してはいけない人だということをお示しするという趣旨だったんじゃないかと。こういう方々に利限法を超える金利で貸してはいけないのだろう。そういうことをお示しするために、契約見直しという登録の仕方をする。そういうことが貸し手サイドの御意見というか、御認識ということだったんじゃないかと思います。そういう趣旨のことが書いてあったように記憶しているんですけれども。

堂下参考人 行間を読むとむしろ当時の担当官が発言された趣旨は、そこまで踏み込んだ話ではなくて、これは私の解釈ですけれども、過払い金返還請求は一種の私的債務整理の方法であり、公的な債務整理ではないけれども、そこの部分は何らかのマーキングをして、過剰与信を防ぐマーキングとして残しておく必要があるんじゃないか、と私は読み取っていたんですけれども。

角田室長 私はまた違うふうに見ておりまして、過剰融資をしてはいけないという議論は当然あって、その返済能力を調査して融資しましょうねということはもともと法改正する前からずっと底流にはある話です。

では、利限法の金利だったとしたら返せたという人がいるときに、その利限法の金利だったら返せた人が過払い金の返還請求を行ったというときに、それをどう評価するかということになると、これはどうなんでしょうか。返済能力としてどう評価するかということになると、引き続き利限法を超えた金利でこの人に貸すということになると、これは過剰貸付になるおそれがありますねと。

でも、利限法内で貸したときに過剰貸付になるおそれがあると言えるんですかね、というこ

とになってくるのではないかと思います。

堂下参考人 ということは、当時の担当官の発言趣旨はあくまでも金利のところだけで、利息制限法を超えた金利での貸付けに関しては完全施行までの暫定期間においてマーキングが必要だという話をされたということですか。

角田室長 そういう趣旨だったのではないかと思うんですが。

堂下参考人 行間の話になってしまうからいいです。

角田室長 貸し手側からの理屈としては、こういう人に利限法超過金利で、つまりグレーゾーンで貸してはいけない人たちだとわかるようにしておく必要があるというのが、貸し手側の言い分としてはあります。

ただ、それにしても債務整理と表現されてしまうと、それはヘビーな状態の人も含めて一緒 くたになってしまうので、これは契約見直しという形で区分を変えるんだという趣旨のことだったと思います。

堂下参考人 そうすると、背景としてそういう人に対して高い金利、要するに 20%を超えた 金利で貸し付けるとどんどん借金、要するに返済が困難になってしまうから、そういう人たち に関しては、この法律が完全施行されるまでの期間において何らかのマーキングが必要だという 趣旨ですか。

角田室長 すみません。そのときの記録をぱっと見たときに私が頭に残っている印象は、そ ういうことだと。

堂下参考人 わかりました。そうすると、その前提としては、過払い金返還請求を行った人は借入金利が利息制限法の制限金利よりも5%高い、10%高いと、それで多重債務に陥りやすい人だということですね。

角田室長 そこまでは言えないんでしょうね。

堂下参考人でも、金利が高いというのはそういうことじゃないですか。

角田室長 そこまでは言っていないと思います。

この金利で債務を負担するつもりはありませんと借り手が言ってきたということは、そういう人にはグレーゾーンで貸してはいけないということではないか、というのが貸し手側の理屈としてはあるのだということを説明しただけであると。

堂下参考人 そうすると、そういう人たちはまた過払い金返還請求をするかもしれないから、 ということですか。

角田室長 そうじゃないと思うんです。貸し手がこの登録をしてきた事情として一言言わせていただければという感じで、その場所が多重債務対策の有識者会議ですから、どちらかというと恐らく貸し手に対して厳しい目を向けていらっしゃる方がいっぱい列席されていたのだろうと思うんですけれども、その中でやや貸し手の言い分として申し上げるとこういうこともあるんですよということを控え目に表現されていたくだりかなと、私はそういう記憶をしているんです。

堂下参考人 そもそも、完全施行の段階で過払い金返還請求を行ったという情報が必要ない

んだったら、当時の段階でマーキングは必要ないというような答弁でもよかったんじゃないで すか。

角田室長 そのときに、当時の室長がどういうふうなことをお考えになっていたかを私は知るよしもないんですけれども、まだ当時最高裁の判決が出て、少なくとも貸し手側が十分に消化できていないころだと思います。

それでは、そのころにどこまで求めていくのか。法律の方は完全施行から利限法超過金利の貸付けはだめですよということになっているわけですけれども、その判決直後の状況の中でどのように自分が発言したらいいのかということはいろいろお考えになっておられたんだろうとは思います。それは、完全施行直前にこの問題を担当している者とは、おのずとニュアンスの出し方は違ってきていると考えて、そのくらいのことは想像に難くないかなと思います。

堂下参考人 本来は当時の担当官を呼んできて聞けばいいのかもしれませんけれども、私がなぜそこにこだわるかというと、この多重債務者対策本部有識者会議ができる前の金融庁の懇談会の議事録からずっと読み通すと、やはり金融庁の当時の担当官がどういうような真意で発言したかがわかってくる部分があるんです。

それで、当時の考え方として、過払い金返還請求をする人はその当時の金利で借りると、また返済困難に陥るような特徴を持った人だ。だから、こういうマーキングはやはり必要なんだということが背景にあるんじゃないかと思うんです。

角田室長 現下の状況で、請求権があるわけですよね。その請求権を行使した瞬間に、いわば心の問題かもしれませんけれども、そういう状態にある人なんだと決めつけるような議論は、難しいのではないかと思います。

もちろんそういう困難な心理状態に置かれている方に対して、どういうふうにカウンセリングしていったらいいかということを真剣に議論しなきゃいけないと思うんですけれども、権利を行使した点をとらえて、この人はカウンセリングが必要な人ですねといきなり持ち込むのはちょっと乱暴な見方かなと。

堂下参考人 カウンセリングの話を、私は別にここで話していないんですけれども、自力で 完済するのではなく、過払い金返還請求をしたということは、その人が利息制限法を超えた金 利でお金を貸すと返せなくなってしまう人であるという可能性がある。それは今、角田室長が おっしゃったように心の問題なのか、経済的な問題なのかはわかりませんけれども、多少無理 な借金を持つことで借金がすぐにふくらんでしまうような人というんでしょうか。だから、そ ういう人たちに対してまた高い金利で貸すようなことがないように、それでマーキングを付け ておきましょうという趣旨なのかと思ったんです。

角田室長 そこがそんなに心配だとすればというか、まさに金利も抑えて残高も抑えるというシステムをつくった上で、更にそこをそんなに心配しなければいけないのかどうかということなのかと思うんです。

堂下参考人 そうすると、今回の総量規制の3分の1という残高はある意味、上限ですね。 とは言っても、そういうような利息制限法を超えた金利で返済が困難に陥ってしまうような人 に関しては、利息制限法の制限金利よりも 10%以上の金利で貸すことで、その人が債務整理に陥る可能性が高いからやめましょう。それは抑制しましょう。同時に量に関しても抑制しましょうと、お金の貸し手側がそう判断するんじゃないかと思うんです。もちろん金利もそうですけれども、借金の残高は金利と量で決まりますね。

角田室長 まだ利限法の上限金利への引き直しという行為が、まさに債務の減額を伴って行われていたような時期がそういう時代だったと思うんです。そこから、今度は判例が43条の解釈を厳格化したことによって、逆にかなり幅広く過払い金返還請求ができるようになったことによって、同じように返還請求をしたという事実をとらえても、その背景にどういうことが推認されるかというと、かなり事情が変わってきてしまっているのではないかということがあるんだろうと思うんです。

そこを、昔は堂下さんのおっしゃるようなある程度の確率でというか、推認がそれほど外れていなかったということもあったのかもしれませんけれども、割と正常に返済している先から過払い金返還を受けるということが増えてきた。だからこれだけ広がってきているんですけれども、その状況下で返還請求をするという事実と、今おっしゃったような一種の過剰消費癖と言ったらいいのかわかりませんが、それがそんなに簡単に結び付けられるものでもないんじゃないだろうか。

もう少し確度の高い事実があって、この人たちの場合だと8割程度はこうですねというようなお話があるのであれば、そういう指標の方が非常に説得力があるし、資金需要者にとっても納得のいく話になるでしょうし、基本的に過剰貸付を抑制すること自体については恐らく国民の皆様の御理解は得られているんだろうと思いますので、あとは感度のよさみたいなものがどうなのかだと思います。

現状の過払い金の返還請求というのは、もちろん多少ともお金に困っているから消費者ローンを利用されているんだと思いますから、多少ともお金に困っているということは共通にあるのかもしれませんけれども、返済能力とか、あるいは消費生活上の癖というか、そういうものが十分推認されるというところまで本当にいくんでしょうか。これだけ広がりを持ってくると、そういうことになるんでしょうか、ということだろうと思います。

仮に本人に何らかの問題があるということであれば、先ほどちょっと触れましたけれども、 本人の申告ということも受け入れておりますし、貸金業協会からの貸付自粛みたいなことで、 自分を守るために融資しないでくださいという御趣旨が借り手サイドにあるならば、そういう 情報はむしろ進んで登録をしていくということでやっているわけであります。

堂下参考人 薄まったとしても、その中にはいるわけですよね。

角田室長 問題が生じてしまうのは、この人に貸してはいけないですよねと個別で見たときに、その人に貸さないことが問題になっているのではなくて、過払い金返還請求をした、あるいは返還してもらっただけで、なぜ今度は借りられないというところまでいってしまうんですか、という問いにきちんと答えられているんでしょうかということだと思います。

堂下参考人 でも、そこで本来だったら 50 万円を貸すようなところで、71 番のフラグが付

いている人に関しては今おっしゃったように、とは言っても資金需要があるんでしょう。

だけど、71 番のフラグが付いていた経緯を考えると、50 万円は貸せないけれども、当座 10 万円だけなら貸してあげますよと、そういう判断はできますよね。

角田室長 その 10 万というのはある意味でミニマムラインなので、コード 71 があると突然 50 万が 10 万になってしまうというのが合理的なのかどうかはよくわかりませんけれども、各業者さんがそういう判断をするということはあるかもしれないですね。それが何か関係してまいるのでしょうか。

堂下参考人 もしそのフラグが残っていることによって、その人に対してはある程度、残高 に関しては審査を厳しくして、必要な資金に関しては必要最小限の額だけを与信するような取 組みもできると思うんですけれども。

角田室長 多重債務に陥りやすいという別の事情がわかっている場合にはむしろカウンセリングを促すといった姿勢は求められると思いますが、コード 71 を見て即これだということにはならないんじゃないかと思うんです。

堂下参考人特別に減額するとか、そういうことは必要ないということですか。

角田室長 コード 71 から即これということではないんじゃないかと思います。

中条主査 だから、ここのところで 71 番がそういう点で非常に役に立っているんだったら、 その点を説明してくださいと言っているわけですね。

要するに、71番フラグが与信情報として、例えば9割とか8割の精度を持っているんだったら使ってもいいかもしれないけれども、それが極端な場合に1割の精度しかないんだったら、それは使わない方がいいよねという基本的な話ですね。

ただ、そのときに違うものが見つかるかどうかということが 1 つ。要するに、違うものを見つけるためのコストがものすごくかかるかもしれないという話が 1 つ。

それから、71番フラグがどれぐらいの確率を持って与信情報としての精度を持っているかということが1つということになりますね。

角田室長 要するに相当強い疑念が一方で示されているときに、これをきちんと世の中で認めてもらいながらやっていきませんと、信用情報機関そのものが私はもたないかなと思います。

中条主査 もちろん私もそう思いますけれども、手続き論的に言えば、それを外せと言うん だったらそれなりに意味がないよということを明確に言わないといけないだろうと思うんです。

角田室長 それは、そちらに出ているとおりのことが既に一方からは出てきているので、それに対しては必ずしも十分に使っている側の方からは.....。

中条主査 与信情報として役に立たないんだということを明確に示される必要が私はあると 思うんです。

角田室長 私は、借り手の返済能力を調査するためにこういう情報を取り扱う必要があるので、それを業務としてやるんです、しかも、それは国の監督の下できちんとやるんです、というのであれば、これまでと要求水準が違うのは当たり前だろうとむしろ思います。

やめると言うとか言わないという問題ではなくて、指定機関としてこの業務をおやりになる

のであれば、それだけの状態をつくり出しておやりいただきたいというわけです。どこかに既 得権があるとか、そういうことではないんだろうと思います。

中条主査 既得権とは思いませんけれども、つまりお金を貸す方としては情報として重要だと思っているわけですね。

もしかしたら、それは貸す側が実は間違っていて、本当は重要ではないのかもしれないんだけれども、重要と思って考えているわけですね。それは、その情報に基づいて行動しているわけですから、それに対してそれが重要なことかどうかを説明しなさいというのはいいと思うんです。それはいいと思うんだけれども、それをやめなさいと言うときにはやはり外しなさいという側にもきちんとした説明が求められるんじゃないかと思うんです。

角田室長 外せとか、そういうことではなくて、どういう業務規程で始めるかという話なのでスタートのところでの問題だろうと思います。

中条主査 全くゼロからというお考えということですか。

しかし、それは確かに全くゼロからかもしれないけれども、ではゼロから考えた場合でも、 業界の方はこのフラグは残したいというか、残すのではなくて付けるということですね、ゼロ から考えるとすると、残すという言葉ではなくて新しく付けるということになるわけですね、 それを付けるということに対して、これは付けるなということを言うにはやはりそれだけの説 明をする必要があるのではないか。ゼロからだと考えればですね。

角田室長 例えば、挙証責任の問題で言えば、ある程度は、なるほどねというところまで話が持ってこられたときのことなので。

中条主査 もちろんそうだと思います。それはそうだと思いますけれども。

角田室長 それは放っておいても考え方なり説明なりがオープンになったときに、それに対してそうだと思う人もいれば、そうじゃないという立場でまた御議論される方も出てくると思います。

私は、これは相当大事な話だと思いますし、また、この件だけではないと思います。ほかに も何か問題があるならば、この際きちんと整理をした方がいいんだろうと思っていますので、 この件だけではないんですけれども、よくゼロベースで見直していただく必要があるのではな いかと思います。

そして、まずは考え方をお示しして、あとは加入貸金業者だけではなくて世の中からいろいると見られているわけですから、そこを十分認識してお考えをまとめていただく。

いろいろな御議論があると思いますけれども、それを消化しながら、このように考えますというものが出てくるだろうと思うので、私は今それを待つ立場にいるのかなと。したがって、少なくとも最近そういうことを余り申し上げるようなことはしていないつもりでいるんですけれども。

堂下参考人 あとは、私はマスコミで報道された範囲でしか知らないんですけれども、JICの前身である全情連において過払い金返還請求行使のフラグが債務整理として分類されていたときの話ですが、東京と大阪で裁判がありまして、過払い金の返還請求をしたというフラグ、

情報が債務整理に分類されるということは別に不合理とは言えないという司法判断が出された ことが過去ありました。こうした司法判断というのは今回の客観的な視点でということには入 ってくるんですか。

角田室長 それは、着眼点が違うと思うんです。名誉毀損が争われていたんじゃないかと記憶しているんですけれども。

堂下参考人 私もよくその辺はよくわかりません。

角田室長 ですから、いろいろな形で情報が伝わるというものであるのかもしれませんけれ ども、名誉毀損という観点で見たときに、違法性まで問えるのかという観点の判決だったんじ ゃないかと思います。

私も2つ3つぱらぱらと見ていたんですが、少しずつニュアンスの違う判決なんですけれども、そういうことだったと思いますので、借り手の返済能力の調査という機能を果たす上で、 それが必要かどうかということまで踏み込んで判断されたわけではないんだと。

堂下参考人 私としては、やはり 71 番のフラグという情報は借り手というよりも、その家族にとっても必要だと。71 番のフラグを残すことを、家族は望んでいるんじゃないかと思います。

角田室長 そこは家族とよく話し合ってもらわなければいけなくて、本人からの登録とか、 貸付自粛の登録とか、そういう制度をもう少しきちんとさせていくことが、おっしゃるところ に一番近い結論になっていくんだろうと思っております。

広くばっとやって、このうちどれだけはいるだろうというよりは、個別に、特に子どもさんですね、自分の子どもがいっぱい借金をこしらえちゃった。それで、面倒なことになっちゃいけないから親が代わりに払った。そうすると、履歴はきれいだ。だけど、この子にはもう貸さないでくださいということは十分あり得るので、そういった場合に本人サイドからの貸付自粛ということをきっちりと登録して、貸さないようにということはあるだろうと思います。

中条主査 そこのところもよくわかりますけれども、それは本人ではやはりだめなんですよね。親とか。

角田室長 そこは、非常に最後は難しい話になるんです。やはり家族である以上、一生懸命 説得して更生させるということも併せてやっていただく。その間、我々は、登録機関としての お手伝いができるとすれば、本人を説得して貸付自粛の申告をさせてくださいということなん じゃないですか。それは、情報機関に全部責任が、と言われても、ちょっと難しいところがあ るので。

堂下参考人 角田さんがおっしゃったように、昔の家族というのはそうだったと思うんです。 ところが、今はそういう機能が働かないから、多重債務者が増える素地になったんだと思うん です。

だから、私はそこの部分は昔みたいに家族が干渉するという時代ではなくなってきているので、そこの部分に干渉しない家族に対しては社会システムとして同様の機能を用意して、そういう過剰な消費を繰り返すような家族に対しては何らかの社会システムとして、例えば残高で抑制するとか、カウンセリングに誘導するとか、そういう社会システムの構築が望まれている

んじゃないかと私自身は思うんですけれども。

角田室長 その貸し手もプロとして、コード 71 みたいにどれだけカバーしているかどうかわからない、打率のよくわからない情報だけで機械的に判断するのではなくて、まさにその人の入金、出金の履歴というのは各社でそれぞれお持ちなはずですから、何社、他社から借りているというのもわかりますし、借り回りがどうなっているかということも全部情報はあるんです。そういうことを踏まえて、プロとしての目を磨いていただくということの方が、より精度が高い対応になると思うんです。本当にその点を御懸念になっているのであれば、貸し手のプロとして対応していただくということが、一番その問題に直裁に答えることになってくるんだろうと思います。

堂下参考人 その人が借りている業者に借りに行けば確かにそういう履歴とかは残っていますけれども、それ以外の業者にいってしまうと、もうわからなくなってしまうわけですね。

角田室長 そこについては、他社借入れ件数もわかるし、借入れ残高もわかるわけですから、 本当にその点を懸念されて貸してはいけないというのであれば、まさに貸し手としてそういう 方に貸さないためのすべを身に付けていただくということではないでしょうか。

堂下参考人 でも、その際にその一つの情報として、かつて過払い金返還請求を行ったということは何らかの示唆に富んだ情報を持っているんじゃないか、というのが私の考え方なんです。

中条主査 そこは、私たちは情報として有用ではないだろうかと思っているわけです。それで、角田さんか、あるいは金融庁さんはその確率は余り高くないんじゃないかと思っておられるわけですね。

角田室長 弊害が大きいのではないかということです。

中条主査 むしろ弊害の方が大きいとお考えなんですね。だから、そこのところをもうちょっときちんとまずは説明してよと、まずはJICに説明してという話だと思うんですけれども。 角田室長 堂下先生がおっしゃったようなことだとすると、何もこんなに反発を受けることもないんだろうと思うんです。現実にそうやってきたという実績があって、ちゃんと見極めてきたという実績があって、だから与信すべき方にはちゃんと与信しているけれども、お断りした方にはこういう多重債務化の兆候があるんです。だからなんですよということであれば、何もそんなに反発を受けるような話ではなくて、むしろほめられていいのかなということです。

中条主査 それはまた別の理屈から反発する人は反発すると思いますので、純粋にお金を貸す方から考えたときに、情報として必要なものをだめということはできるか、例えば、前にも申し上げたように、事故を起こしがちな人について、事故の経験というものを保険会社というのは当然カウントするわけですね。ですから、そういうことと同じようなものと考えれば、なぜそれをノーと言わなければいけないのかという点が一番の疑問だという点です。

角田室長 まさに実態の問題だと思います。

中条主査 だから、与信情報ということだけではなくて、ともかく市場が競争的な状況にあるならばだれに貸すか、貸さないかというのは事業者の勝手ですから、貸す、貸さないという

ときの判断をするための情報として、与信情報以外として使うものが仮にあったとして、その場合にその情報を用いるということはなぜいけないのかという点が私は疑問だと思っているんです。

これはかなり独占的な企業ですと、独占企業が勝手にいるいろな価値判断でもってやってしまうということはありますけれども。

角田室長 それは集めてきて、それぞれの会社がいろいろな形で自分たちのスコアリングというか、与信の審査能力の向上のために非常に精緻な分析をしていくというのは、これからも続くんだろうと思います。

それで、これは会社の実情の話になってしまうから余り申し上げるのもどうかと思いますが、 少なくともそういう精緻な分析をするための材料としてコード 71 が使われているという実態 はないということです。

中条主査 角田さんはそういうふうにおっしゃるんだけれども、お金を貸す方はそうじゃないとおっしゃる。だから、まずはちゃんと説明しなさいということだということです。

角田室長 そちらの方に情報があるんですから。

中条主査 あるんだから、説明しろということですね。そこの部分については確かにそのと おりかもしれません。

それでは、時間も過ぎてしまいましたので、今日のヒアリングはこれで終わりにしたいと思います。お忙しいところ、どうもありがとうございました。

以上